

別記様式第1号（第3条関係）

群会合発第 号  
年 月 日

公文書開示請求書

群馬県市町村会館管理組合管理者 あて

郵便番号 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
連絡担当者名 ( \_\_\_\_\_ )

群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示請求に係る公文書の内容又は件名	
開示の実施方法 ご希望の□にチェックを入れてください。	1 <input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 2 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付 ) (1) <input type="checkbox"/> 紙 ( <input type="checkbox"/> カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。 ) (2) <input type="checkbox"/> 電磁的記憶媒体 ( <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R ) <input type="checkbox"/> 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する (保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。 )。 ※別途読み取り費用が発生します。 (3) <input type="checkbox"/> その他の媒体 ( _____ )

以下の欄には、記入しないでください。

処 理 状 況	1 後日決定    2 即日開示
対象公文書の名称 ※即日開示の場合のみ記入	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

(注) 不明な点は、係員に相談のうえ、記入してください。

## 公文書開示決定通知書

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は、群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る公文書の内容又は件名	
開示の日時	年 月 日（ ） 時 分
開示の場所	
開示の実施方法	
開示しない部分の概要及び理由	群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第7条第 号に該当
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

(注)

- 1 公文書の開示により得た情報は、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第4条の規定により適正に使用しなければなりません。
- 2 指定された開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 3 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 4 ※の欄は、開示しない部分について、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合のみ記入してあります。
- 5 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

公文書部分開示決定通知書

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は、群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る公文書の内容又は件名	
開示の日時	年 月 日（ ） 時 分
開示の場所	
開示の実施方法	
開示しない部分の概要及び理由	群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第7条第 号に該当
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

(注)

- 1 公文書の開示により得た情報は、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第4条の規定により適正に使用しなければなりません。
- 2 指定された開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 3 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 4 ※の欄は、開示しない部分について、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合のみ記入してあります。
- 5 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

公文書不開示決定通知書

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は、群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る公文書の内容又は件名	
開示しない理由	群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第7条第 号に該当
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

(注)

※の欄は、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合のみ記入してあります。

決 定 期 間 延 長 通 知 書

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る公文書の内容又は件名	
条例第12条第1項本文に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

決定期間特例延長通知書

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第13条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る公文書の内容	
条例第12条第1項本文に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
条例第13条の規定を適用する理由	
公文書の相当部分を開示決定等する期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

公文書開示請求事案移送通知書

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第15条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

開示請求に係る公文書の内容 又は件名	
移送をした実施機関 (事務担当課等)	電話番号 (内線)
移送を受けた実施機関 (事務担当課等)	電話番号 (内線)
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備 考	

別記様式第8号（第7条関係）

群会合発第 号  
年 月 日

公文書の開示に係る意見照会書

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

次の公文書の開示について、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第16条第1項（第2項）の規定により意見を求めますので、別紙「公文書の開示に係る意見書」を 年 月 日までに提出するようお願いします。

開示請求年月日	年 月 日
開示請求に係る公文書の内容 又は件名	
公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
事務担当課等 （意見書提出先）	電話番号 (内線)
備 考	



年 月 日

公文書の開示に係る意見書

群馬県市町村会館管理組合管理者 あて

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、事務所  
又は事業所の所在地、名称及び代表者  
の氏名）

電話番号

意見照会年月日及び番号	年 月 日 第 号
<p>(該当する欄を○で囲んでください。)</p> <p>1 開示することについて支障はない。</p> <p>2 開示することについて支障がある。</p> <p>(2を○で囲んだ場合は(1)欄及び(2)も記入してください。)</p> <p>(1) 開示により支障がある部分</p> <p>(2) 支障がある理由</p>	

公文書を開示決定した旨の通知書

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第16条第3項の規定により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

なお、この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は、群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る公文書の内容又は件名	
公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示を実施する日	年 月 日（ ）
開示決定等の種類	年 月 日付け群会合発第 号 開示（部分開示）決定
開示を決定した理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

群会合発第 号  
年 月 日

群馬県市町村会館管理組合公文書開示審査会諮問通知書

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

次の審査請求については、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第 2 1 条の規定により、群馬県市町村会館管理組合公文書開示審査会に諮問しましたので通知します。

審査請求の年月日	年 月 日
審査請求の対象となった決定	年 月 日 群会合発第 号
	(決定の内容)
諮問をした日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	